

序 章 碧南市景色づくり計画の意義

1 碧南市における景観計画

(1) 景観計画策定の背景と目的

国は平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の課題として位置づけ、さらに平成 16 年 6 月には「景観法」を制定して、市町村などが地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。また、愛知県においても平成 17 年 4 月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、平成 18 年 3 月には「美しい愛知づくり条例」を制定し良好な景観形成を推進しています。

こうした中、本市では、平成 16 年度から平成 18 年度に市民意向調査やワークショップを実施して市民の景色に対する意識を把握しながら、景色づくりに関する基本的な考え方や景色づくりに向けた具体的な取組内容を示した「碧南市景色づくり基本計画」(平成 19 年 3 月)を策定しました。

「碧南市景色づくり基本計画」では、景色をみんなのものにする「景色の共有化」、持続可能な景色づくりを推進するための「景色を守り・育む」の基本的な 2 つの取組方針を打ち出しており、当面取り組むべき施策として「景色の共有化」を推進しています。具体的には、平成 17 年度から平成 22 年度に地区別の景色を集める会、景色を語らう会の開催、平成 19 年度に市内 6 地区における景色づくり出前講座の開催、平成 20 年度から平成 23 年度に碧南の景色フォトコンテスト*の開催などの市民を対象とした多様な取組を実施してきました。

また、「第 5 次碧南市総合計画」(平成 22 年 3 月)では、重点的な取組「清らかな水と豊かな緑」を示し、「先人が親しみ、育んできた恵まれた自然環境や、今まで築いてきた財産を保全、整備、再生、連携することにより、さらに美しい郷土へきなを創造し、次代へ継承していくこと」として、景観法に基づく景観計画の策定の必要性を示しています。

これを受けて、本市は平成 23 年 2 月 27 日に景観行政団体*になりました。

本計画は任意計画である「碧南市景色づくり基本計画」の考え方を継承しつつ、景観法に基づく景観計画に移行することで、本市が持つ様々な景色資源を利活用・再生・創造し、市民・地域の結びあいや新たな地域力を育み、生き生きと暮らせるまちの形成に資することを目的とします。

(2) 景観計画の名称

本計画の名称は「碧南市景色づくり計画」とする。

(3) 景観計画の役割

①碧南市の景色づくりの総合的な指針

本市には、矢作川や油ヶ淵といった水辺の景色や、臨海部に広がる工業地の景色、広大な田畑の景色や、歴史的建造物や路地の景色など、様々な景色が存在します。特に、地形の成り立ちを物語る旧海岸線は、微地形をつくり出し、本市の特徴となる景色を育んできました。これらの「景色を守り・育む」ために、本市の景色の将来像や地域に応じた基本方針を示すことで、景色づくりを実現していくための総合的な指針としての役割を担います。

②地域特性に応じた実効性のあるルール

今日まで続く長い歴史のなかで、市民と風土に育まれてきた碧南の景色を大切に守り、次の世代にも残し伝えていくことが大切です。

景観法に基づく土地利用などの制限や誘導の具体的な基準を示すことで、さらに美しい郷土へきなを創造していくためのルールとしての役割を担います。

③協働による景色づくりのガイドライン

「景色を守り・育む」主役は私たち一人ひとりであり、市、事業者、市民などの相互のパートナーシップの確立が必要です。

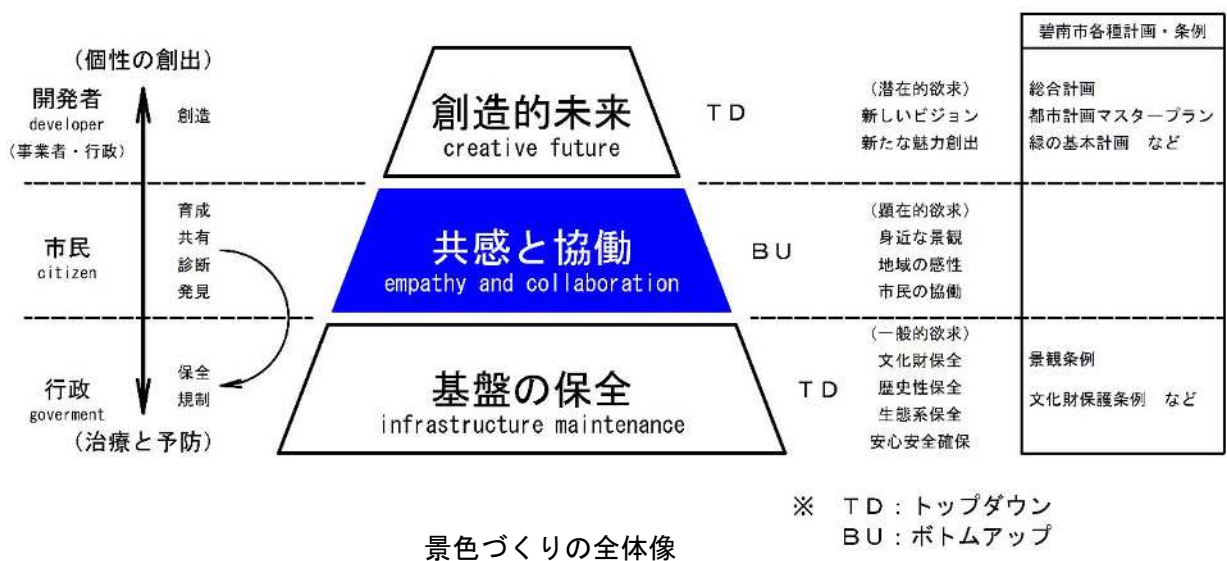
景色づくりの共通理解を深めるため、基本的な考え方や計画の実現を図るための取組などについて示すことで、市、事業者、市民が協働して景色づくりを持続的に進めていくためのガイドラインとしての役割を担います。

④景色づくりの考え方

景色づくりは「基盤の保全」、「共感と協働」、「創造的未来」の三つから成り立っている。

「基盤の保全」は、主に行政が行う文化財や歴史性、生態系、安心安全が作られる基盤を守るための規制・保全である。「共感と協働」は行政ではできない部分であり、そこに住んでいる市民が景色を守りたいと思い、景色の発見や共有、育成を行う部分である。さらに「創造的未来」とは、事業者（設計者）が新たな魅力を創造することで生まれるものである。

これらは密接な関係にあり、市民が共感し発見した景色資源が公共的な価値のあるものであれば、行政が基盤の保全として、規制（ルール）を作ることによって保全されていく。市民だけでは作れない新しい魅力の創出を事業者（設計者）が創造していくことになる。



また、発見された景色資源においても様々な考え方があり、これらの考え方を理解しておくことで状況に合った景色づくりを進めていくことができます。

様々な景色資源を「発見」、「共有」し、その景色資源をさらに良くするために「育成」する。また、景色資源の現状を知るために「診断」し、修繕等が必要なものは「保全」のための「治療」する。劣化しないように「規制」をかけて「予防」する。さらに、「個性の創出」のため、今ある景色資源をさらに良くするし、新たな景色資源を「創造」する。

これらのアクションは景色をつくるうえで重要な考え方であり、これらをうまく活用することにより、よりよい景色づくりを行うことができます。

（４）景色づくりの役割

景色づくりの基本目標の一つである「協働により成長し続ける景色づくり」を推進するため、市、事業者、市民が、それぞれの分野で役割を分担し、連携と協働を図ることが重要です。

①市の役割

市民、事業者の景色づくりへの理解を促し、意識を高める機会を設けて、自主的な景色づくり活動を支援します。景色づくりを進めるうえで、必要な各種制度の活用・創設を推進します。

また、市民、事業者の意見を聞きながら、景色づくりの先導的な役割を果たす事業を進めます。

・市民活動への支援

良好な景色を形成し維持するためには、市、事業者、市民とが一体となった取組が重要です。そこで、積極的に景色づくりを図ろうとしている市民、事業者に対しては必要に応じて、できる限りの支援を行います。

・情報の提供

本計画をより広く市民や事業者理解して頂くため、広報へきなん、パンフレット、ホームページ等、さまざまな方法で積極的に広報活動を行います。

・景色づくりの取組

地域の景色に対する配慮の不足から、周辺と調和しない建物等が建てられることで、良好な景色が阻害される恐れがあるため、地域の景色に配慮を求めるルールづくりが求められます。そのため、本計画においては景色に与える影響の大きい項目について規制・誘導を行います。

・先導的な景色づくり

良好な景色を形成し維持するためには、地域の景色を形成する主要な骨格となる公共施設に、地域の景色づくりを先導する役割が期待されます。

事業や計画の推進にあたっては、市民、事業者、関係行政機関との情報公開や意見交換を行います。

②事業者の役割

自らの事業活動が景色に影響を与えることを認識し、「自らが景色づくりの担い手」とあると理解し、その意識を持ち、まちの景色づくりに積極的に貢献するよう努めます。また、市民などが行う取組や市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

・景色づくりへの貢献

農業、水産業、工業、建築や土木、商業、観光など産業のほとんどは、景色と何らかの関わりを持っており、良好な景色を形成し維持するためには、事業者の理解と協力が必要です。例えば、環境に配慮して事業所や店舗の敷地内の積極的な植樹に努めたり、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の遵守など、積極的に景色づくりに貢献します。

・施策への協力

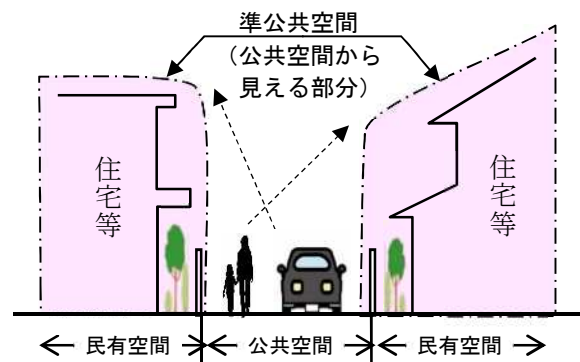
建物に関する設計や施工に当たっては、発注者である住民や事業所の意向に沿った計画を進めることとなります。そのため、建築・土木・屋外広告物など直接的に景色をつくる事業に携わる事業者は、景観形成基準などの制度を理解し、発注者へ情報提供する役割を担います。

③市民の役割

市民一人ひとりが日々の暮らしのなかで、「自らが景色づくりの担い手」とあると理解し、その意識を持ち、景色づくりの主体となって取り組む役割を担うことが求められます。また、市が実施する良好な景色づくりに関する施策に協力するよう努めなければなりません。

・景色づくりの理解

自身が所有する土地のなかには、住宅やそれに付随する門や塀、物置など道路や公園などの公共空間から見られる部分が多くあります。これらはまちの景色の大部分を占めるため、景色に大きな影響を与えます。個々の建築行為は私事であるものの、それが公共的な行為であることを理解する必要があります。



・景色づくりへの参加

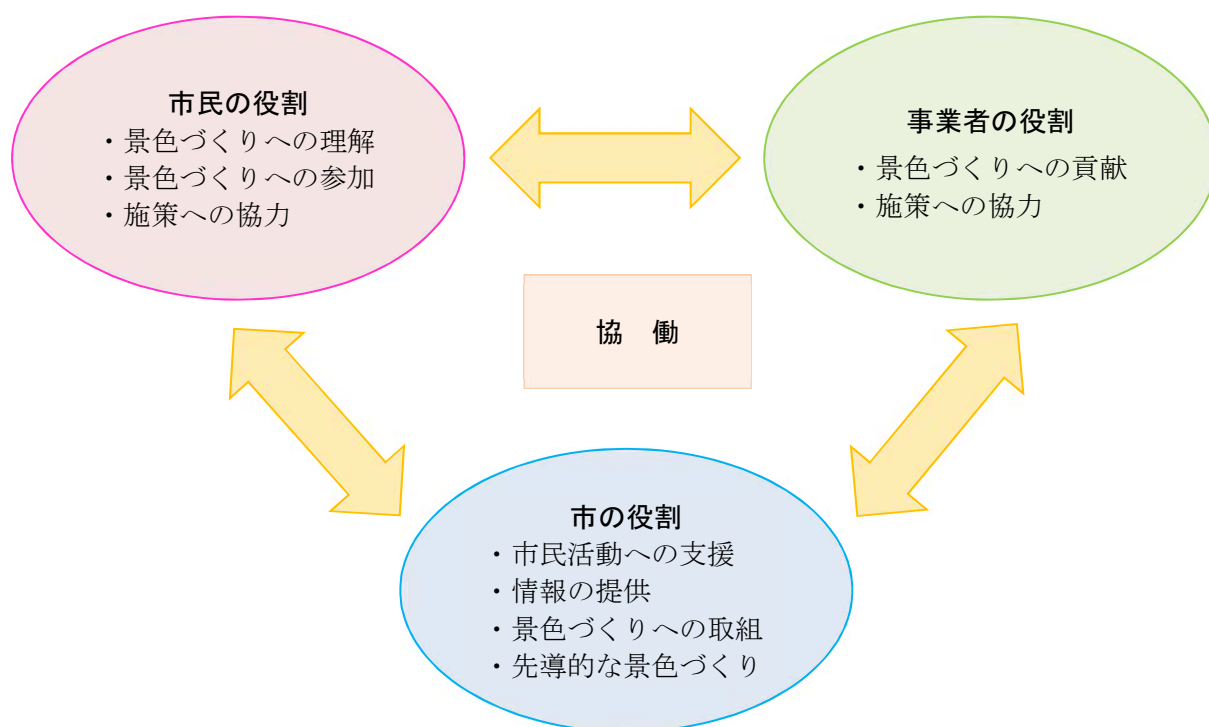
良好な景色を守り育てるためには、普段から景色に対する意識を持つことが重要です。身近な美化活動など身の回りの活動や、地域で協力して取り組むまちづくり活動など、取組の輪を広げながら、積極的に景色づくりを進めます。

また、本計画は市全域及び地域区分別と比較的広い範囲の方向性を示したものとなっています。そのため、後述する関連制度等を活用しながら、それぞれの地区の特色を活かしたより良い景色づくりに参加することも求められます。

・施策への協力

本市の景観施策を理解し、これを実現するために協力する姿勢が求められます。

具体的には、建築物の新築・改修などの際の景観形成基準の適合に努めなければなりません。



2 景観計画の位置づけ

(1) 景観計画と上位・関連計画の整理

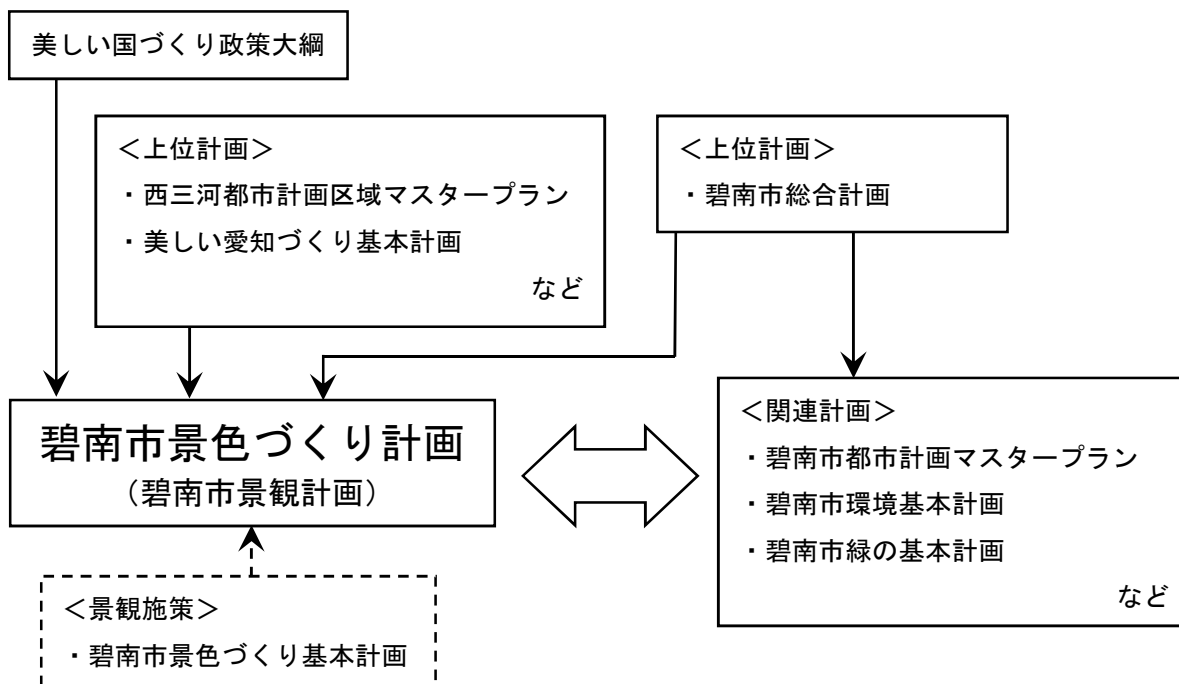
本計画は、景観行政団体※である本市が景観法第8条第1項に基づき、策定する景観計画です。

本計画では、本市の景色の特性、課題やこれまでの取組を踏まえて、以下のうち①から⑤について定めるほかに、景色づくりの推進のための施策もあわせて定めています。

景観計画において定める項目（景観法第8条関係）

必須事項	①景観計画区域 ②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ③景観重要建造物※又は景観重要樹木※の指定の方針
選択事項	④屋外広告物の表示・掲出に関する事項 ⑤景観重要公共施設に関する基準 ⑥景観農業振興地域整備計画に関する事項 ⑦自然公園法の許可の基準

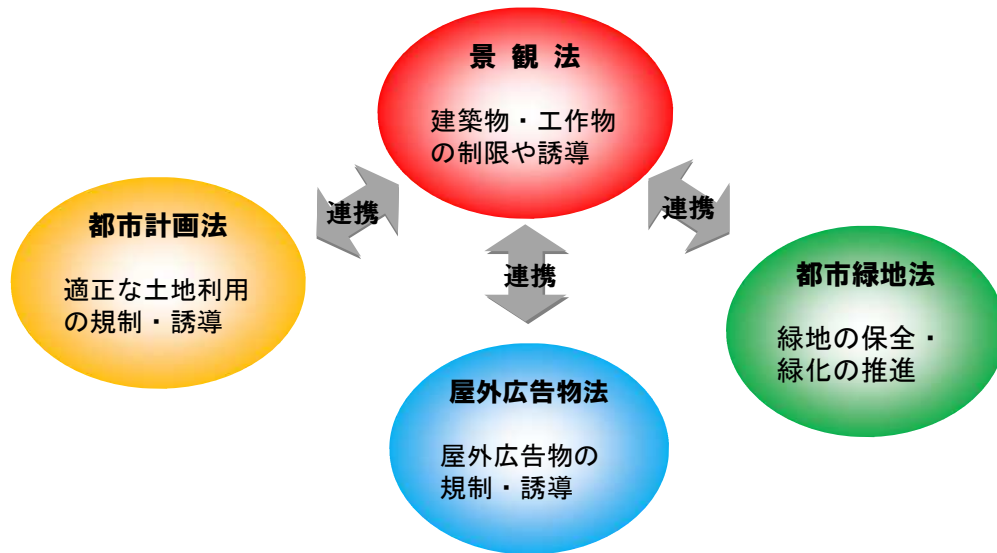
また、「碧南市総合計画」、「碧南市都市計画マスタープラン」、「碧南市環境基本計画」などの上位・関連計画と整合を図っています。



碧南市景色づくり計画の位置づけ

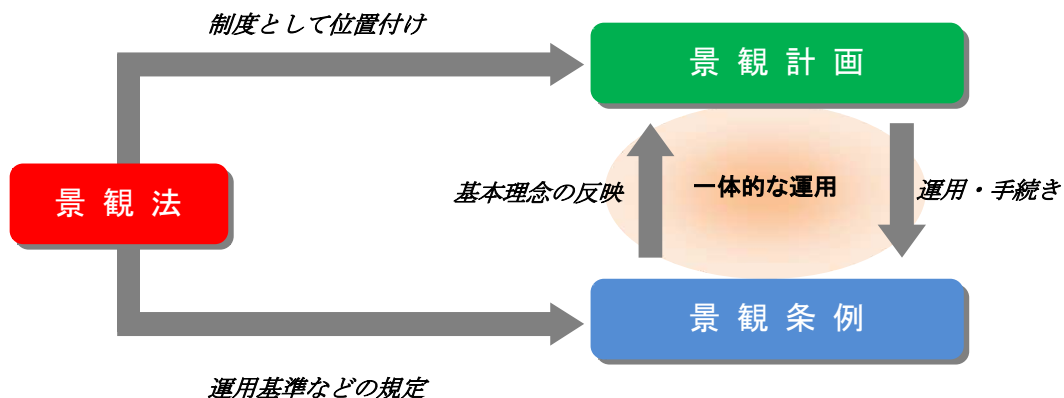
(2) 景観計画と各種法制度との連携

景色づくりを積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけではなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



(3) 景観計画と景観条例の関係

景観計画は、景観条例と一体となって運用することにより、本市独自の景観施策が可能となります。具体的には、景観計画に示す届出や勧告による緩やかな制限や誘導について、地域の個性が反映できるよう、対象行為の付加、除外や変更命令について景観条例に定めることができます。



(4) 計画期間と見直し

令和3年の計画策定後、市民の景観に対する現状把握・調査を行い、概ね10年後を目途に計画の見直しを行います。

※計画策定5年後を目途に、社会情勢の変化、市民、事業者、行政の意識の高まり等の調査を行い、必要に応じて見直しを図ります。

3 碧南市景色づくり計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

序章 碧南市景色づくり計画の意義

景観計画策定の背景と目的、景観計画の名称、役割、位置付けを示す。

第1章 景観計画区域の設定

碧南市の景色特性を整理して、景観法に基づく景観計画区域を示す。

(景観法第8条第2項第1号)

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 景色づくりの基本的な考え方

景色づくりの基本理念、景色の将来像と基本目標を示す。

2 市全域にかかる景色づくりの基本方針

基本目標ごとに市全域の景色づくりの基本方針を示す。

3 地域区分別の景色づくりの基本方針

地域区分ごとの景色資源、歴史と景色特性、目標と基本方針を示す。

(景観法第8条第3項)

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限

良好な景色づくりを誘導するために、個別の建築活動等における「届出対象行為」及び「景観形成基準」を示すとともに、必要な手続きの仕組みを示す。

(景観法第8条第2項第2号)

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と基準を示す。

(景観法第8条第2項第3号)

第5章 景色づくりの推進に向けて

景色に与える影響が大きい屋外広告物について、その表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限の方針を示す。また、都市を構成する様々な公共施設について、魅力的な景色づくりのための取組について示す。

(景観法第8条第2項第4号)

さらに、景観計画に基づき、景色の将来像の実現を目指して、景色づくりの役割、景色づくりの進め方、具体的な取組、関連制度を示す。さらに、取組をいつまでに誰が実施するのか整理したロードマップを示す。